⑦教育関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
大玉村文化及びスポーツ大会等出場選手激励金	村民の文化の向上及び体育スポーツの普及奨励と技術の向上を図るため、国際大会並びに全国的な規模で行われる各種文化行事及び体育・スポーツ大会に参加出場する選手等に激励金を交付する。激励金を交付する大会等は、次のとおりとする。 ⑴　国際大会規模 ⑵　全国大会規模 ⑶　東北大会規模	村内に住所を有している者 ⑵　村内の学校に在籍している者 ⑶　その他特に教育長が認めた者	激励金の交付額は、次のとおりとする。 ⑴　国際大会規模出場者1人につき20,000円 ⑵　全国大会規模出場者1人につき10,000円 ⑶　東北大会規模出場者1人につき10,000円 大玉村文化・スポーツ大会等激励金交付申請書(別記様式)に、要綱第2条の大会等に出場することを証する書面を添えて申請する。	教育総務課 学校教育係 0243-48-3138
大玉村中学校新入生等制服購入費補助金	大玉村立中学校等への就学等に伴う制服の購入に際し、保護者の経済的負担を軽減するため、大玉村中学校新入生等制服購入費補助金を交付する。 補助対象生徒の保護者へ交付する。	⑴　制服指定校　制服の指定がある学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。 ⑵　転入学者等　学校教育法第18条に規定する学齢生徒が、別の中学校等から制服指定校に転校して就学する者をいう。 ⑶　編入学者　日本国外から帰国した学齢生徒に相当する者が、制服指定校に就学する者をいう。 ⑷　補助対象生徒　制服指定校への就学予定者又は当該学校の第1学年に転入学若しくは編入学する学齢生徒である者をいう。	下記に掲げる経費とする。ただし、購入に係る消費税及び地方消費税は含み、振込手数料、送料等の費用は含まないものとする。 ●制服指定校・　経費の種類 大玉中学校・　・ブレザー ・ネクタイ又はリボン ・スカート又はスラックス その他の中学校上記に準ずるもの	教育総務課 学校教育係 0243-48-3138
大玉村幼稚園弁当給食事業	園児の適切な栄養摂取、望ましい食習慣の確立及び保護者の負担軽減を目的に行う幼稚園弁当給食及び弁当給食を利用しない自前弁当の保護者に対して行う支援する。大玉村立幼稚園に在籍する園児の保護者へ交付する。	⑴　弁当給食　大玉村が委託する事業者により提供される、園児を対象とした昼食用の弁当をいう。 ⑵　自前弁当　弁当給食を利用せず、家庭から持参する弁当をいう。 ⑶　弁当給食費　弁当給食1食当たりの費用をいう。 ⑷　自前弁当支援金　自前弁当を持参する園児の保護者に対し村が支援する支援金をいう。	●弁当給食 弁当給食費はすべて村が補助することとし、保護者負担額は、無償とする。 ●自前弁当支援金 前弁当支援金の額は、弁当給食費にかかる村の補助金額と同額とする。	教育総務課 学校教育係 0243-48-3138
大玉村文化財補助金	指定文化財の管理、修理、公開、その他のその保存に関する事業、また、指定文化財の保存施設に関する事業の一部を補助する。	指定文化財所有者または保存団体	1　建造物保存修理 2　美術工芸品保存修理 3　記念物保存修理 4　天然記念物保護増殖 5　無形民俗文化財保存 6　美術工芸品保存施設 7　記念物保存施設 上記区分の1～5の補助額は、4分の3以内 上記区分の6～7の補助額は、2分の1以内 限度額3,000千円	生涯学習課 文化振興係 0243-48-3139